

## 東広島市農業委員会令和3年2月（第2回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月26日(金) 午前9時30分から11時05分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館4階 402・403会議室
- 3 出席委員 19人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	3	清水寿昭	4	窪田恒治
5	台川洋子	6	小倉亜紗美	8	古本啓之
9	大月みどり	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	15	原茂正	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	21	脇坂俊之	22	高尾昭臣
23	古川みどり				

- 4 欠席委員 5人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	7	岡土居正弘	10	岡本義則
14	古川國昭	24	瀬戸則昭		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 23番 古川みどり 委員 2番 木原省五 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（別紙1）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

- (農地中間管理機構分)の決定について (別紙2)
- 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利  
用配分計画案に対する意見決定について (別紙3)
- 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 12 号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による規定による農地転用届出の専決処  
について
- 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 8 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 9 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
- 報告第 10 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己		
局長補佐	大 下 宏 治		
農地保全係長	定 井 芳 紀		
農地係主査	津 山 隆 之		
農地係主任	和 田 麻依子		
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充		
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄		
生活環境部福富支所地域振興課係長		貞 清 良 成	
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事		岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課係長		柴 田 幸 治	
生活環境部安芸津支所地域振興課係長		吉 田 義 隆	

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任	崎 里 恵		
産業部農林水産課担い手支援係主事	小 田 祐 平		

議 長	<p>それでは、これより令和3年2月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行います。</p> <p>在任委員数24人中、19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、23番の古川みどり委員さん、2番の木原委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年2月26日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年2月26日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課から説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会へ事務委任されているため、事務局から答弁いたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明を求めます。</p>
崎 里 主 査	<p>議長、農林水産課崎里</p> <p>私からは、総会議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、件数は91件、総面積は279,361.65㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、3月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、事務局からは利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構も議案のとおりご決定いただきますと、集積率は23.87%となります。前回12月25日の公告時点での集積率が24.04%でございましたので、0.17ポイントの減となります。減少となった主な理由でございますけれども、利用権の設定期間が満了する時期が毎年年末の12月31日となっております、その後引き続いて更新されない場合には自作農地となることから、今回の減少に転じたものと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今、農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>この議案は、本日配付した資料1の議案第6号関係の欄に記載しておりますように、在間委員、黒川委員が関係者となっております、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、皆様方にお諮りいたします。</p> <p>会議時間の短縮の観点から、先に関係分の議案を一括してまとめて審議し、その後、関係者分以外の議案を審議したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、関係者分について先に一括審議することとします。該当する委員さんにおかれましては、審議の間、退室をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; 在間委員、黒川委員、退室 &gt;</p>
議 長	<p>それでは、議案の事案のうち、議案第6号の関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>

	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第6号の事案のうち、関係分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第6号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。 それでは、在間委員、黒川委員、入室をお願いいたします。
	< 在間委員、黒川委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただいた事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ありがとうございます。 ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨を東広島市長に回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 なお、議案第7号で農地中間管理機構により集積する農地は、全て次の議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の貸借という点で密接に関連しております議案第7号と議案第8号は併せて説明をお願いしたい。異議ございませんか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第7号と議案第8号を併せて農林水産課から説明を求めます。
小田主事	議長、農林水産課小田。 それではまず、総会議案の第7号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明をさせていただきます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、4件、9,609㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、3月5日付で公告することとしております。 続きまして、総会議案の議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明をさせていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上で、知事の認可を受けることとなっております。 内容については、先ほどの議案第7号でご説明をさせていただいた利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、3経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数

小田主事	及び申込面積についても、先ほどご説明した内容と同様となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議長	只今、農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 まず、議案第7号について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたしました。 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。 この議案は、先ほどは議案第7号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。 なお、本案は資料1の議案第8号関係の欄にありますように、高尾委員が関係者となっております。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することとしますので、高尾委員においては、審議の間、退室をお願いいたします。
	< 高尾委員、退室 >
議長	それでは、議案第8号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第8号の事案のうち、関係分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第8号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。 それでは、高尾委員さん、入室をしてください。
	< 高尾委員、入室 >
議長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
住井委員	13番住井です。ちょっと聞いてみるんですが、無償と書いてあるんですが、借りた農地の固定資産税なんかは借主さんが払うのですか、それとも持ち主が払うのですか。
委員	一応、無償と書いてあるんですが、これは機構へ払わずに法人から個人に賃料を払いますから、固定資産税分ぐらいはあるかと思います。
住井委員	はい、分かりました。
議長	その他のご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨を東広島市長に回答することに賛成の方の挙手を求めます。

	＜ 全員挙手 ＞
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の崎里さんと小田さん、ありがとうございました。退室をお願いいたします。</p>
	＜ 崎里主査、小田主事、退室 ＞
議 長	<p>続きまして、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>議長、事務局和田。</p> <p>まず、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る変更について」でございます。1 枚の資料をご覧ください。</p> <p>総会議案の 6 ページ、議案番号で言いますと、16-5 について申請時に漏れがあったと申請者より申出がございました。太字、下線にございます田を 4 筆追加されております。それに伴い、10 ページの合計欄の集計値が変わっております。この 1 枚物のほうが変更後の数字になりますので、ご確認くださいませようお願いします。</p> <p>それでは、議案第 9 号について説明いたします。</p> <p>今月は 19 件の申請がありました。</p> <p>内容については座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、12-1 について説明します。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には 2 人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、13-2 から 16-5 は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、市内で●●を営まれています。以前より、農業に携わりたいと考えていたところ、遠方にいるため管理ができなかったり、または高齢となり営農していくことが困難となったため、農地を譲渡したいという話を数多く受けることがあったため、このたび黒瀬町、西条町、高屋町、河内町において新規就農を決めたものです。申請地では、主に柿や梨、キウイなどの果樹を作付予定であり、その他、畑でトマトやキュウリなどの季節野菜を作付する予定です。受人には 2 人の労働力があり、技術習得については J A の営農指導を受ける予定であり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、17-6 でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には 2 人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、18-7 でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には 3 人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、19-8 でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には 3 人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、20-9 でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、21-10 でございます。</p> <p>兄弟間の贈与のため、所有権を移転するものです。相続により兄弟間で共有していましたが、遠方で管理もできないため、持分を移転するものです。許可後の持分は 3 分の 2 となります。農地法 3 条の許可申請書の記載方法に合わせて、議案書の氏名欄についても、許可後の持分を記載させていただいております。受人には 3 人の労働力があり、必要な農機具も保</p>

和田主任	<p>有されています。</p> <p>続いて、22-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、23-12でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、24-13でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には市外に居住し、自宅近隣の農地を利用権により賃借し、農業経営を行っていますが、自己所有のうちで永続的に農業経営を行うため、空き家バンクで農地つきの空き家を求め、当市への移住を決めたものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地については令和2年11月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされています。経営面積については、広島市における耕作面積を記載しております。</p> <p>続いて、25-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、26-15でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、27-16でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、会社員をされています。農業に関心があり、農地つきの空き家を空き家バンクで探していたところ、農地が家からも近く、耕作しやすい当地で新規就農を決めたものです。申請地では、ジャガイモやキャベツなど季節野菜を作付予定であり、将来は水稻耕作にもチャレンジしたいと考えを持っています。技術習得については、インターネットを通じて知識の習得を図り、及びJAでの営農指導を受ける予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和2年12月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、28-17でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、会社役員をされています。農業は●●県の実家で長く携わってきていますが、自己所有の農地はありませんでした。現在も●●などで農地を借りて野菜の作付などを行っていますが、このたび農地つきの空き家を空き家バンクで見つけ、取得することとなりました。申請地では、白菜や大根を作付する予定で、一部の農地は地域の農事組合法人に貸付けされていますが、このたび受人は法人に加入し、継続して農地の耕作、管理を行っていく予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、29-18でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、30-19でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、受人は地域の農事組合法人の構成員であり、経営面積について法人への貸付分も含んでおります。</p> <p>以上、19件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p>

議 長	ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
在 間 委 員	18番在間ですけども、19-8の生前贈与の関係なんですけども、お母さんが持っていた3畝位の農地が残っているのですよね。もしそれが地籍調査できてないから駄目なのか、それとも公図や談合図がなかったから駄目なのか、売買の場合は境界がはっきりしないと、後からトラブルになることがあるのですけれども、相続の場合は別に問題ないわけですから、すぐすんなりといきますよね。生前贈与もほとんど相続みたいなものなんで、そんなに問題があるというふうには考えにくいんですけども、そこをちょっとどういう理由で駄目だったのかというのを教えてもらえればと思います。
和 田 主 任	今回の19-8、1筆、国土調査が済んでいない筆がございまして、そちらの境界がはっきりとしていない。現地がここだろうというのは本人さんとかは分かっておられるんですけども、その現地の状況と面積と周囲の土地の所有者さんが分かっているということ、確定できないということで、今回は申請から外していただきました。
在 間 委 員	地籍調査ができてなかったからというのではなくて、公図が現地と合ってなかったということですか。
和 田 主 任	地籍調査ができていないために周囲の筆地番と所有者が分からないということです。
在 間 委 員	地籍調査ができていない豊栄町の場合、能良とか安宿とか吉原とかかなり広範囲でまだできていないんですけど、安芸津もできていないのですが、地籍調査ができていないところは駄目ということですか。
大 下 局 長 補 佐	地籍調査が済んでいるかどうかは、許可の関係上問題になるのではなくて、全部耕作要件が満たされる状況にあるかどうか、隣地との関係などで、現地と公図が合わないということはあることではあるんですが、地籍調査が済んでいないからという理由ではなくて、境界がどこか分からない、隣地の方との話もできないというような場合には、どこまで耕作できるのかというのが不明瞭で分からないということになりますので、そういった場合には申請は取上げていただくようなことになっております。
在 間 委 員	地番図と現地が合わなかったということ、隣接地が確定できなかったということですか。
大 下 局 長 補 佐	この19-8の件につきましては、隣地の方との境界の確認ができなかったということが理由として、その部分については申請に上げることができなかったということとでございます。
議 長	よろしいですか。
在 間 委 員	はい。
議 長	ほかにはございませんか。
住 井 委 員	13-2からですが不動産屋が、本当に野菜を5反近く、植えられるのですか。管理できるのでしょうか。場所があればあって、夏野菜なんか管理できないと思います。
和 田 主 任	おっしゃっておられるのが13-2から16-5についての譲受人さんが同一の方で、あちこち離れた場所で取得されるということなのですが、こちらの13-2は黒瀬町なのですが、こちらは現在も畑になっておりまして、ここで野菜を作付されるという予定です。ほかの場所については、果樹を作付されるという予定なので、全ての場所で野菜を作るわけではないと伺っています。果樹についてはそこまで管理は必要ないのではないかと思います。
住 井 委 員	でも、現実に畑では果樹は栽培できないので、それを認める自体がおかしいと思います。農業委員会の事務局ももう少し作物の勉強をしてください。できないものはできないので、どっちみち山になると思います。 まあ以上です。
長 原 委 員	今のことに関連してですが、不動産業をやられとるということですが、本人が不動産業を経営されているのですか。
和 田 主 任	本人の方が不動産会社の取締役をされております。
長 原 委 員	それじゃあ、経営主ですか。不動産業の経営主ということですよ。ということですよ。
和 田 主 任	はい、そういうことです。
長 原 委 員	その方がこの4か所にわたって農地を経営できるのでしょうか。従事者数は2人ということですが、2人で6反余りの土地を経営できるのですか。それも野菜と果樹。
住 井 委 員	野菜はできないと思います。



長原委員	<p>野菜なんかは毎日作業があり、できるはずないですよ。それで、多分河内のほうは果樹を植えられるということになっとるんですけど、これは果樹のほうは成木になるまでに時間がありますから、当面はいいでしょうけど、成木になると管理は大変なんですよ。そういうことで、経営ができるのかどうか、大変危惧します。不動産業の経営主でありながら、2人で農業をできるわけがないと思います。</p> <p>質問は以上です。回答は要りません。</p>
議長	<p>ほかにはないですね。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>今月は3件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号5-1は、●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の北側、近くには●●がございます。その西側に位置する調整区域内の農振農用地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、平成23年3月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を受けられ、発電設備の下部においてミニトマト、オクラ、枝豆などを栽培し、安定した収量を上げていらっしゃいます。このたび、2回目の一時転用許可期間が満了することに伴い、3回目の一時転用許可申請をされたものでございます。こちらが現地となっております。現在はここでブロッコリーやニンジンなどを栽培していらっしゃいました。また、本申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号6-2は、●●における資材置場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の北側、●●から●●方面に約1.5km進んだ位置で、調整区域内の第2種農地で、申請人はこの近隣にお住まいの方でございます。申請人は、このたび新たに建設業を経営することとされ、自己所有であるこの申請地を事業用の資材置場として使用するために転用許可申請をされたものでございます。現地がこのようなとなっております。なお、本申請地は農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でございますが、担当課から農振農用地除外見込みの通知が出ております。</p> <p>最後に、申請番号7-3は、●●における墓地への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●から●●、●●に約800mほど進んだ調整区域内の第1種農地で、申請者はこの近隣にお住まいの方でございます。</p> <p>申請人の墓地は、自宅から離れた山中にあり、高齢によって墓参りが困難になっているため、自宅近くの申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。この申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、墓地の経営に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支</p>

大 下 局 長 補 佐	障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、申請番号5-1と7-3につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	只今、事務局から説明がありました。 担当委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、5-1及び7-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員の方の賛成ですので、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、5-1及び7-3については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津 山 主 査	議長、事務局津山。 それでは、総会議案の13ページをご覧ください。 議案第11号について説明します。 今月は31件の申請がございました。内訳につきましては、総会議案の20ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 12-1から16-5は同一案件ですので、一括して説明させていただきます。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び建設業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅17棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。 17-6について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。 18-7について説明します。 一般住宅への転用事案です。受人は●●に家族で居住されています。現在、賃貸住宅に居住されていますが、このたび自宅を購入し、新たな居宅とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。本申請地には、砂利を含む土が入れられており、始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。 19-8から22-11は同一案件ですので、一括して説明します。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び建設業を営む会社です。このたび、本申請地に建売住宅27棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。 23-12から25-14は同一案件ですので、一括して説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を有し、●●に広島工場を置く自動車部品製造業を営む会社です。このたび、慢性的に不足している従業員用駐車場を整備するととも

津山主査

に、貨物車の待機場も整備し、工場内の効率的な運用と従業員の安全確保を目的として、本申請地を駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。

26-15について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。受人は今年の3月で勤務先を退職することから、妻名義の本申請地に住宅を建築し、小規模な農業を行いながら生活するための居宅として転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。

27-16について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、借家に居住されていますが、子供が生まれることをきっかけに実家に近接する父が所有する本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置し、●●地区として昭和59年度から平成6年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可申請について担当部局に提出されております。また、農振農用地除外見込みです。

28-17について説明します。

共同住宅への転用事案です。受人は●●●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび、共同住宅3棟の建築とともに駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第3種農地です。なお、申請地は過去より農地以外の利用がされており、始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。

29-18について説明します。

残土処分場への一時転用事案です。受人は●●に居住し、土木業を営まれています。本件は、平成28年1月13日付で許可となった案件について、事業計画に変更が生じ、申請地も併せて一体的に残土処分場として使用するため、このたび事業計画変更承認申請とともに農地法第5条の許可申請書が提出されたものです。申請地は、既存の処分場と併せて令和6年1月12日まで一時転用しようとするものです。なお、転用後は農地ののり面部分となる場所を除き、農地として管理される計画です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、土砂埋立行為変更許可の申請については、担当部局に提出されております。

30-19について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は●●に居住し、自宅で子育てサロンを経営されています。このたび、サロンの利用者向けの駐車場を整備するため、父所有の本申請地を駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。

31-20、32-21は同一案件ですので、一括して説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、借家に居住されていますが、このたび申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

33-22について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車の修理、車検、販売業を営む会社です。受人は、●●として事故車の回収や保管を業務として行っており、レッカー車を●●台保有されています。このたび、手狭となっているレッカー車専用の駐車場を整備するため、事業所向かいの本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。

34-11、35-24は同一案件ですので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

津山主査	<p>36-25、37-26は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、申請地は一部日照条件が悪いため、耕作地としても不適であり、1筆全体を転用申請されており、有効活用面積は小さくなっています。</p> <p>38-27について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、アパートに居住されていますが、このたび祖母の自宅近接の申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>39-28について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む会社です。受人は、申請地近接に事業拠点を持ち、土木建築業を営んでこられましたが、平成7年に申請地を取得し、農地転用の許可を得ることなく、その資材置場として申請地を利用されてきました。このたび、名義を法人代表個人から法人名義に変更する際に手続に気づき、始末書を提出し、追認許可申請されるに至っています。申請地は、●●の北東に位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業による整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>40-29から42-31は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、広島に支店を持つ売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、3つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、40-29、41-30は●●の東に位置し、42-31は●●の北東に位置するそれぞれ第2種農地です。なお、41-30については既に碎石が入れられており、所有者からの始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>以上の31件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号12-1から16-5、19-8から22-11、27-16、33-22、39-28については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。</p>
住井委員	<p>13番住井です。34-23、35-24、36-25ですが申請者が兵庫県の人で、名字が一緒ですがこの人ら、兄弟ですか。</p>
津山主査	<p>本案件につきましては、代理の行政書士が委任を受けて申請に至っておりまして、恐らく兄弟のように見受けられますが、詳しくその辺までは伺っておりません。</p>
住井委員	<p>管理はできるのですが。</p>
津山主査	<p>こちらの管理につきましては、伺ったところ、代理業者である広島の福山にある会社が維持管理をする計画ということで伺っております。</p>
住井委員	<p>いつもそうやって代理で管理をされると言われても、どこも真ん中辺に草がいっぱい生えて、きちっと管理されるところは沢山ないと思います。農地を売る人はいいかもしれませんが、今安浦でも海のそばでやっていて、夏には暑くて戸が開けれんという苦情も大分出てきています。隣接地でやるんだったら、近くの家同意書か何かをもらってから太陽光を設置するようしないと、早く市条例かなんかで決めてもらわないと、最後にはもめごとは全部農業委員会へ来ますよ。担当委員が認めたからと。そういうこともあり得るかもしれません。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ほかにご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、14ページ、12-1から16-5、15ページの19-8から16ページの22-11、17ページ、27-16、18ページの33-22、20ページの39-28については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、14ページ、12-1から16-5、15ページの19-8から16ページ、22-11、17ページの27-16、18ページの33-22、20ページの39-28については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第12号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主 任 主 事	<p>議長、事務局坂見。</p> <p>議案第12号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>議案の22ページ、最後のページをご覧ください。3件の申請がありました。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●の●●から東に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号2、●●の●●から北に位置します空き家に附属する2筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>申請番号3、●●の●●から西に約800mのところの位置します空き家に附属する5筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。農地は、空き家に附属する3筆と東に約2km離れた2筆でございます。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地は農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。東に2km離れた2筆については、申請人の代理人から車で約8分であり、購入希望者は果樹を栽培予定であるとの説明を受けております。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第12号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>全員が賛成ですので、議案第12号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1aに設定することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告事項に入ります。</p>

議長	報告第6号から報告第10号について事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	<p>事務局、大下 資料の報告事項をお願いいたします。 報告第6号から報告第10号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づき、事務局において専決処分をしたものでございます。 そのうち、私からは報告第6号から報告第9号までを説明させていただきます。 なお、内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用につきましては、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用につきましては、今月分は6件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第8号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページと8ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は11件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第9号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からの説明は以上でございます。</p>
定井農地保全係長	<p>それでは、私からは報告第10号についてご説明申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分したものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の11ページからになります。 これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認し、非農地として判断したものでございます。今回は、●●の農地につきまして、13ページの下に掲載しておりますように、田15筆、畑3筆、合計18筆を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認をした際の写真等の資料を基に事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。 説明については以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5、その他に入ります。 何かございませんか。</p>
本越局長	<p>私からは、ずっと延期になっておりました全体研修会についてのご案内をさせていただきます。 お手元にはお配りしていませんが、一応ご案内をさせていただいて、正式にまた後日皆さ</p>

本越局長	んにはお送りさせていただきたいと思います。 ずっとコロナの影響で延期となっておりますが、全体研修会を来月3月16日火曜日に実施する予定でございます。場所は、JA広島中央農協の2階の会議場でございます。コロナの影響を考えまして、午前と午後に2回に分かれてさせていただきたいと思っています。午前中は10時から旧市の方を対象に、午後は1時半から旧町の方を対象に約2時間を予定させていただきます。正式には、先ほど言いましたように、改めて通知をさせていただきますが、今日のご案内ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。
議長	ほかにごいませんか。
高尾委員	22番の高尾です。法務局からの農地の転用事実の照会なんですが、実際に見たら非農地ということですが、10-7の●●さんなんですけども、非農地でもいいのですが、この前のときの5条の農地転用が出るとよね、駐車場にするというて、●●さん。実際に駐車場になるんか、いっぱい空き地があつて転用はせんという話みたいなんですけど、うっかりしとって後になってからですが、その辺事務局はどう思っておられますか。
津山主査	●●さんの案件につきましては、非農地の判断で今回上がっております、この2筆は事業所のすぐ隣で、過去より事業所の転用許可を取られた後に、ここの筆については取られないままかなり年数がたっているということで、今回現状地目に合わせた整理ということで申請をされておるんですけども、現在の駐車場スペースとしましては、レッカー車を詰めて置いておられるのと、あとは事故車とか修理車両をたくさん奥に詰め込まれているような状況で、レッカー車としてレッカー部分を十分伸ばせるような9mぐらいのスペースが確保できるような駐車場が欲しいということで、事業所の向かいを新しく求められたということで伺っております、現地確認をさせていただいても、確かに詰めて置かれて少し手狭のようには感じましたので、面積的には適正ではないかというふうには判断しております。
高尾委員	非農地のところは駐車場やら何かにしているのですね。
津山主査	そうです、はい。
高尾委員	はい、分かりました。
古川みどり委員	23番古川です。不動産屋さんが農地の所有者になるという案件ですけど、担当区域が4つあると思います。私は●●のほうの担当ですので見に行ったところ、砂利がしてあつて狭いところですから、田んぼにはならないし、畑にはならないし、それを買って木を植えられるならいいのではないかと思います。木を植えるのに砂利があつたらいいことにならないので事務局の人と話をしたら、事務局の方がすぐ連絡取つて砂利をどけてくださいました。だから、やる気があるのだなあとは思っていたんですけど、議案の中に場所が4つも載っているのを知らなかったのて、これは考えようによってはちょっと何か別なことを考えとつてんかなあというところもあると思いますけれども、そこは担当農業委員さんがずっと見ておくということでよいのではないのでしょうか。
大月委員	9番大月です。私の意見としては、前のときでも3年3作の後のことを心配するような意見の方とかもいらっしゃいますが、やはり却下する理由がない以上、許可申請が出た場合、農業委員会として許可していくのならば、後の見守りというのは農業委員の仕事であろうかということを感じております。
古川みどり委員	結論といいますか、農業委員さんが自覚を持って申請された場所を見届ける、見守るといふか、そういうことを皆さんしていきましょう。 以上です。
議長	それでは、ほかにありますか。
	< なし >
議長	ないようですので、次回総会について大月会長職務代理者からお願いいたします。
大月職務代理者	失礼いたします。では、次回3月総会につきましては、3月26日金曜日午前9時半から本庁8階全員協議会室で予定をしておりますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	ありがとうございました。委員の皆様方には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでございました。 以上で2月総会を閉会いたします。 皆様、大変お疲れさまでした。お気をつけてお帰りください。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 23番 古川 みどり 委員 2番 木原 省五 委員